

### 7月31日(月)は固定資産税第2期の納期限です

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けていますのでご連絡ください。

～どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの?～

#### ①納期限を過ぎる＝滞納の発生、督促状の発送

納め忘れていた方もいますので、納期限後20日以内にもう一度文書(督促状)で催促をします。

#### ②差押

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされています。

最短で納期限から約1ヵ月で差し押さえられる可能性があります!

#### 市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		5月1日	6月30日	5月31日
第2期		7月31日	8月31日	
第3期		12月25日	10月31日	
第4期		2月28日	1月31日	

☎納税課 内線 246～257

### 所得税および復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく! 期限は7月31日!

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成29年分所得税および復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。なお、予定納税額の計算の詳細は、この通知書に記載されています。第1期分の予定納税の減額申請をする場合には、平成29年7月18日までに、減額申請の手続きが必要です。

#### 予定納税とは…

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月分(第2期分)に納めることとなっています。(注)平成29年分の予定納税基準額については、復興特別所得税額相当額を含めて計算しています。

☎沖繩税務署 ☎938-0031(代表)

### 年金請求書の手続漏れはありませんか?

平成29年8月1日より、老齢年金を受け取るのに必要な期間(保険料納付期間など)が「25年」から「10年」に短縮されることになりました。10年の保険料納付期間などがない方でも、年金記録の再確認などで満たせる場合があります。お早めにご相談ください。

短縮 今すぐ予約のお電話を!

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (050から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165)

月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日) / 8:30～19:00  
火曜日～金曜日 / 8:30～17:15 第2土曜日 / 9:30～16:00  
◎土曜日・日曜日・祝日(第2土曜日を除く)はご利用いただけません。

### 不動産の公売を実施します!!

市では、市税の滞納処分のため下記の不動産を公売予定です。今回の不動産公売はうるま市との合同公売となります。

#### 公売の方法 期間入札

入札期間 8月14日(月)～8月16日(水)

開札日時 8月18日(金) 10:00

公売場所 うるま市役所

番号	種別	地番等	見積価額	備考
1	土地	宜野湾市我如古3丁目894番3、894番5	690万円	接道なし 買受適格証明要す
2	土地	宜野湾市長田3丁目476番6	389万円	接道なし
3	土地	宜野湾市真栄原1丁目311番1	221万円	接道なし

\*うるま市からの公売物件については、うるま市ホームページをご覧ください。  
・物件は現時点での予定です。今後追加、取下げ、変更する場合があります。  
・物件の詳細については、市ホームページ等でご確認ください。

☎納税課 内線 251・258・259

### 軍用地の買取りについて [5,000万円の特別控除の適用があります]

市と県は普天間飛行場返還後のより良いまちづくりを進めることを目的に、学校用地(市)や道路用地(県)の確保のため、普天間飛行場内土地の買取りを実施します。

市・県に売却した場合、譲渡所得等については最高5,000万円までの特別控除の対象となります。(ただし、国税事務所との協議により特別控除を受けられない場合もあります)

#### 準備いただくもの

①印鑑(認印でも可) / ②本人確認書類(免許証等) / ③土地賃借料算定調書および土地明細書(最新のもの)

#### 受付期間

第二期 7月3日(月)～8月31日(水)

第三期 9月1日(金)～10月31日(火)

\*ご不明な点などありましたら、ご連絡ください。

☎まち未来課 内線 309

### いきいき筋力アップ教室

いつまでも元気でいるために自宅でできる筋力トレーニング運動と健康に役立つ知識を学びます。

日時(全12回、10:00～12:00)

①8月31日～11月16日

毎週木曜日

②9月12日～11月28日

毎週火曜日

#### 場所

①伊利原老人福祉センター

(願寿ひろば伊利原)

②赤道老人福祉センター

(願寿ひろば赤道)

#### 対象

▶市内在住の65歳以上の介護認定を受けていない方

▶医師からの運動制限のない方(医師からの意見書を出していただくこともあります)

▶原則として教室全日程に参加できる方

定員 20名(応募多数の場合抽選)

受講料 無料(送迎なし)

#### 申込期間

①7月20日(木)～8月10日(水)

②8月1日(火)～8月18日(金)

\*窓口または電話で受付

☎介護長寿課 内線 206・549

### いきいき百歳体操活動 応援します!

手首や足首に重りをつけてDVDを見ながら、ゆっくりと手足を動かす30分間の筋力運動です。

自分の行える範囲で運動することで、年齢に関係なく運動の効果が得られます。おおむね65歳以上の5名以上のグループで、週一回以上実施する団体に、市がお手伝いします。詳細は介護長寿課へお問い合わせください。

\*公民館・集会所・個人宅等、会場はご自身でご用意ください。

\*体操に使用するイス・DVDプレイヤー(ビデオデッキ)・テレビが会場にある必要があります。

\*「いきいき百歳体操」についてのご説明にも伺います。

☎介護長寿課 内線 183・206

### 介護サービス利用料の負担上限(高額介護サービス費の基準)が変わります。

#### 【高額介護サービスの概要】

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

#### 【平成29年8月1日からの改正の概要】

「高額介護サービス費」の所得区分「一般」の利用者負担額が、37,200円から44,400円に引き上げられます。医療保険で高額な医療費が発生した場合の自己負担を軽減するために定めている「高額療養費制度」の所得区分「一般(70歳以上)」負担上限44,400円とのバランスをとるための改正です。

区分	平成29年7月までの負担上限(月額)	平成29年8月からの負担上限(月額)
現役並み所得者所者	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
一般 (世帯のどなたかが住民税を課税されている方)	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)(見直し) ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定。
住民税非課税 世帯の全員が住民税非課税の方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額(必要経費等を差し引く前の額)の合計が年間80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)	15,000円(個人)

\*ただし、「一般」区分の中で同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯の方のみ、3年間の緩和措置あり!平成29年8月から3年間に限り、介護サービスの負担割合が1割の方のみの世帯は、課税世帯であっても、負担上限が年間446,400円(37,200×12ヵ月)となります。

☎介護長寿課 内線 170

### 平成29年度 第1回 みんなで考えよう! We ♥ ぎのわん

平成29年度第1回「みんなで考えよう! We ♥ ぎのわん」が5月31日(水)に開催されました。

当日は二部構成で、前半の第一部は65歳以上の認知症高齢者等の方を地域で見守る「見守りおかえり支援ネットワーク」にご協力いただける団体のサポーター登録の認定式を行いました。今回認定されたのは・日本生命保険相互会社那覇支社・普天間3区自治会・野嵩1区自治会の3団体で、これで登録団体は21となりました。「見守りおかえり支援ネットワーク」とは、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らし続けられる社会の実現を目指して、認知症高齢者等が道迷いにより行方不明になった場合に、早期発見・保護が行われる支援体制のことです。

第二部は「みんなで考えよう! We ♥ ぎのわん」。会場には80名を超える「宜野湾市にラブ」のある参加者のみなさんが、「こういうこと、もの、サービスがあったらいいな～」というテーマで、グループワークを行い、自由に様々なアイデアを出していました。今後、そのアイデアをどう形にしていこうか考える場が「We ♥ ぎのわん」です。

次回開催日は、市報やHPでお知らせします。



見守りおかえりサポーター登録団体認定式



グループワークの様子